

(仮称)町田市子ども発達支援計画 行動計画 2027～2029の策定について

2026年5月21日

子ども生活部子ども発達支援課

■ 子ども発達支援計画について

2016年 児童福祉法の一部改正により「障害児福祉計画※」の策定が義務付けられる。

※「障害児福祉計画」とは

- ① 児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制や自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として3年ごとに策定される
- ② 国が示す「基本指針」に即して市町村及び都道府県が作成する。

■ これまでの計画策定経過

期	計画期間	主な重点
1期	2018年～2020年	支援体制の基盤整備
2期	2021年～2023年	インクルージョンの推進

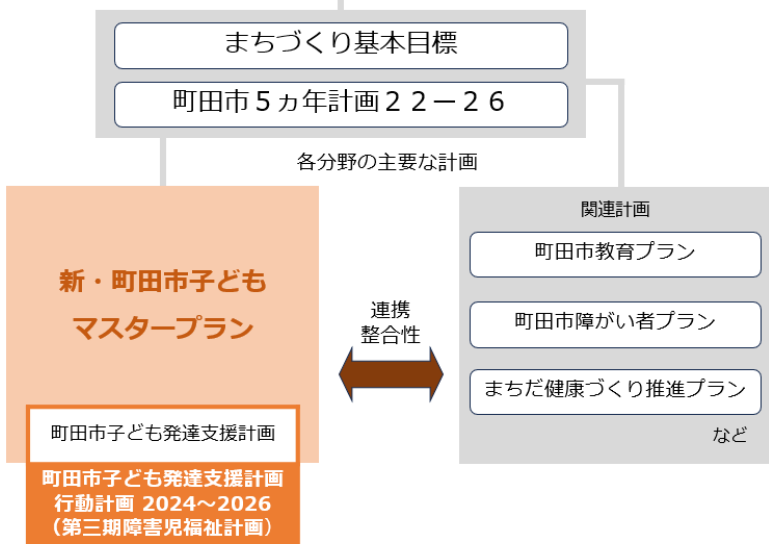
■ 子ども発達支援計画行動計画2024-2026(第三期障害児福祉計画)について

基本理念:「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」
 障がい児施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」と「基本理念」等は同一とする。
 さらに、「町田市子どもにやさしいまち条例」で掲げる「子どもの権利」が障がいの有無にかかわらず保障されるまちの実現を目指し、具体的な「取組内容」「指標」「目標値」等を示した、「町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026(第三期障害児福祉計画)」を2024年3月に策定

主な重点:権利保障、子どもの声の反映

■ 計画の位置づけ

まちだ未来づくりビジョン2040



■ 計画期間

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
町田市子どもマスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン(2015～2024)							町田市子どもマスタープラン25～34		
	第一期子ども・子育て支援事業計画		第二期子ども・子育て支援事業計画			第三期子ども・子育て支援事業計画				
町田市子ども発達支援計画	町田市子ども発達支援計画(2018年度～2020年度)(第一期障害児福祉計画)		町田市子ども発達支援計画				町田市子ども発達支援計画			
				町田市子ども発達支援計画行動計画 2021～2023(第二期障害児福祉計画)		町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026(第三期障害児福祉計画)				

■ (仮称)子ども発達支援計画行動計画2027～2029(第四期障害児福祉計画)策定について

基本理念:「子どもにやさしいまちの実現」

町田市子どもマスタープラン25-34の基本理念と同一とする。

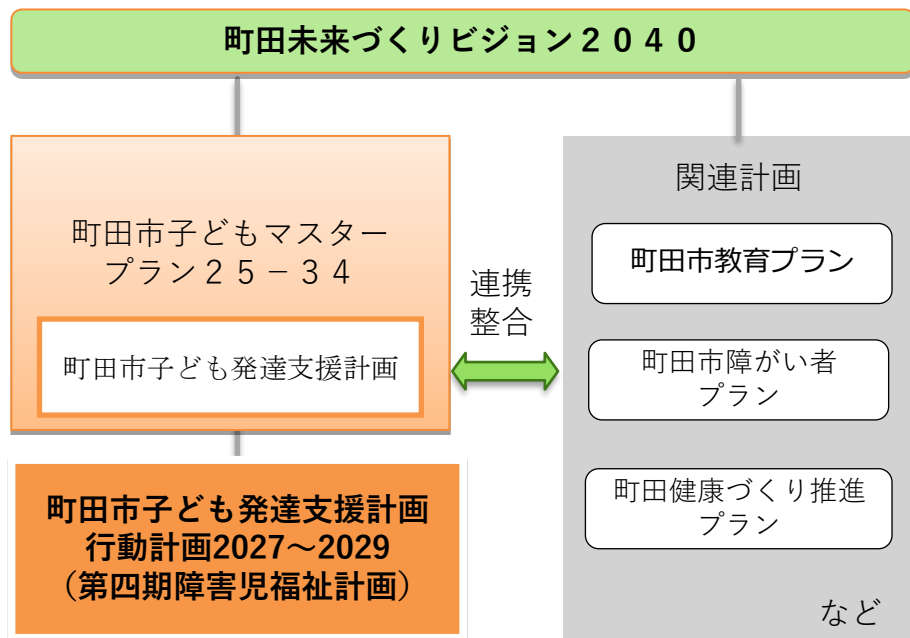
国が示す「基本指針」に沿って検討を行う。

基本指針の主な内容:

- ・児童発達支援センターの4つの中核機能(専門的支援・事業所支援・インクルージョン推進・相談)の確保
 - ・医療的ケア児コーディネーターの配置
- など

主な重点:育ちの支援と社会の壁の除去

■ 計画の位置づけ



■ 計画期間

2024	2025	2026	2027	2028	2029
新・町田市子どもマスタープラン	町田市子どもマスタープラン25-34				
第二期子ども・子育て支援事業計画	第三期子ども・子育て支援事業計画				
町田市子ども発達支援計画	町田市子ども発達支援計画				
町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 (第三期障害児福祉計画)			町田市子ども発達支援計画行動計画 2027～2029 (第四期障害児福祉計画)		